

# 琉球大学学術リポジトリ

## フランスの失業保険に関する調査記録 (2005)

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2011-06-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 矢野, 昌浩, Yano, Masahiro メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/20332">http://hdl.handle.net/20.500.12000/20332</a>

## フランスの失業保険に関する調査記録（2005年）

矢野昌浩

### □ はしがき

2005年9月15日から16日にかけて、フランスで行った調査の様子を、以下に収録させていただく。当時はまだ、2001年の全国職協定（以下、協定という）による失業保険制度を修正した2004年の協定の下にあった。このため、PARE（再就職支援プラン）・PAP（個別行動プロジェクト）の仕組みを前提にして説明や質疑応答が行われており、その点で情報が古い。

しかし、この時期は、新しい失業保険協定（2006年の協定）に関する交渉が行われていたときであった。したがって、一方で、改革が行われるに至った当時の状況と、他方で、現在まで続く問題点とを幾許かは伝えうるという点で、本調査の概要を紹介することには、なお意義があるものと思われる。

この調査では、OECD日本代表部に所属されていた山田航氏に、訪問先等の調整・選定をしていただいた。また、フランスに留学をされていた綾部氏に通訳をしていただいた。この場をお借りしてお二人にお礼申し上げたい。綾部氏には、姓しかお聞きしていなかったため、フルネームを記載できないことをお詫び申し上げる。

「」書きで発言者の発言を紹介しているが、逐語的ではなく、要旨の紹介であることをお断りしておく。「Q」とあるのは、調査参加者からの質問であり、「A」とあるのは、それに対する回答である。見出しは、紹介者のほうで適宜設定した。

なお、当時のPAREとPAPの仕組み、UNEDIC（全国商工業雇用連合会）・

ASSEDIC（商工業雇用協会）・ANPE（全国雇用庁）などの諸制度、これらの仕組みや諸制度の後の種々の改革については、本稿の末尾の「□ 制度に関する補足的紹介」をご覧ください（略語で表記した主要な制度等の正式名称もそこで紹介している）。詳細については、拙稿「フランスにおける労働市場政策と法——失業保険制度を中心として」琉大法学80号47頁以下、同「沖縄県における若年者の求職活動と雇用対策の課題（再論）」琉大法学82号101頁の記述に委ねたい。

## □ 日程等

調査グループ（以下、敬称略、所属は当時のもの）

中窪裕也（調査グループ代表、九州大学）、野田進（九州大学）、丸谷浩介（佐賀大学）、矢野昌浩（琉球大学）

2005年9月15日（木） 10:00 - 13:00

・訪問先：UNEDIC 制度国際関係局（Délégation aux relations institutionnelles et internationales）

・住所：80, rue de Reuilly, 75605 Paris cedex 12.

・対応者：Frédéric-Paul MARTIN

2005年9月15日（木） 14:30 - 16:30

・訪問先：雇用社会結束住宅省（Ministère de l'emploi, de la cohésion sociale et du logement）（以下「雇用省」という）・雇用職業訓練総局（Délégation générale à l'emploi et à la formation professionnelle）

・住所：7, square Max Hymans, 75741 Paris cedex 15.

・ 対応者：Hughes DE BALATHIER（失業補償課長（Head of Mission indemnisation du chômage）、Claude RACK（統轄部専門官（Chargée de mission, Département synthèses））

2005年9月16日（金） 10:00 - 13:00

・ 訪問先：南東フランシリアン ASSEDIC（ASSEDIC du Sud-Est Francilien）のムラン（Melun）事務所

・ 住 所：70, rue Pascal, Z.I. de Vaux le Pénil, 77025 Melun cedex.

\* “Francilien” は、“Île de France” からパリ市を除いた地域を指す。これが、ASSEDIC の管轄では、東、西、南東の3つの地域に分けられている。南東フランシリアンは、セーヌ・エ・マルヌ（Seine-et-Marne）県（この県庁所在地が訪問先の所在地のムランである）とエソンヌ（Essonne）県からなる。

・ 対応者：Jean-Paul TSAPAS（南東フランシリアンの副理事長（Directeur-Adjoint）、Stéphane BIDEAU（事務所長（Chef de cabinet）、他、2-3名。UNEDIC の MARTIN 氏も参加。

## □ 調査内容の概要

# I UNEDIC

## 1 担当者による説明

### (1) 組織

#### (a) UNEDIC と ASSEDIC

「1901年法に基づく私的団体が、失業保険に関する公共サービスを独占しているというパラドックスがある。失業保険では300億ユーロという予算を動かして

いる。」

「ASSEDICは30あるが、そこに人がくるわけではない。事務所が765あり、そこで失業の登録などをする。UNEDICとASSEDICとで1万4000人が働いている。そのうち、UNEDICでは約400人が働いている。ASSEDICでは、1日平均7万5000人を受け入れる。年間の運営予算は、17億ユーロである。」

#### (b) ANPEとの関係

「ANPEは職業紹介を行い、UNEDICはANPEに資金を提供している。」

「UNEDICは、失業保険給付を行うことにこれまでは重点を置いていた。これからは職業訓練も、ANPEと協力してやっていこうとしている。活動のためのパートナーをもっとみつけようとしている。」

### (2) 財政

#### (a) 概要

「フランスには160万の企業が存在するが、そのうちの90%が10人以下の従業員の企業である。」「460万が職を探しており、そのうちの53.7%が失業保険から給付をもらっている。」

「現在、年間で保険料収入が250億ユーロであり、給付金支払が290-300億となっている。赤字が深刻である。」「3年前から30億ユーロずつ赤字となり、いまは総額で120億の赤字である。今年の年末までに140-150億くらいにまで増えそうである。」

#### (b) 給付水準等についての評価

「税引きしない給料から、保険料として労働者は2.4%、使用者は4%を拠出する。フランスの社会保障は手厚いが、しかし保険料負担も重い。グローバル化の中で、社会保障のコストが高く、その分、人件費が高いというのは、悪い

影響を及ぼす。」

「失業給付で実際に支給される手当額は、以前の給料の75%に相当する。これは“net”（手取り）の数字である。」

「フランスの失業者は、イギリスやベルギーに比べるとあまりにも多くの手当を支給されている。フランスでは、月々6500ユーロの賃金をもらっていた人が、4500ユーロの給付を受ける。支給額の上限が高すぎる。」

「デンマークでは、前の給料の90%の手当を受給できる。しかし上限が低く設定されている。月に1000-2000ユーロを受給できるが、それ以上は受給できない。フランスの場合には、失業保険手当がすぐに数千ユーロになってしまう。」

### (c) 財政危機への対策

「どのように借金を減らすかが問題である。すでに2回、各50億ユーロの借金をしている。借金を減らすためには、4つの方法が考えられる。第1は、拠出金を上げる方法であるが、使用者が納得しない。第2は、失業給付を減らす方法であるが、今度は組合側が納得しない。第3は、拠出金も上げず、失業給付も減らさずに、給付期間を減らすという方法である。これについてはあまり反対がでない。第4は、受給資格を得るために働かなければならない期間を、4か月から6か月あるいは1年に延ばす方法である。」

「しかし、この4つの方法は、だれもが了解することではない。だれもが賛成しているのは、失業者がなるべく早く仕事をみつけるという方法である。」

### (d) 世論の変化

「従来は、失業している人は、補償をもらう権利があるということだけ主張していた。その一方で、働いている人たちは、保険料を払わなければならない。世論調査で、つぎのような意見がはじめて50%を超えた。それは、「失業者も、お金をもらうからには、なにかをしなければならない。お金は働いて得るもの

である。たんに失業しているからというだけで、お金をもらうというはおかしい。」というものである。」

「ほんとうにお金に困っている人たちがたくさんいる。しかし、一部に、システムの穴を利用している人たちもいる。これが、いまの ASSEDIC の赤字の一部をつくっているのは確かなので、そこを減らさなければならない。」

### (3) 現在の課題・改革の方向性

#### (a) 失業保険給付と職業紹介との統合

「失業保険制度に関しては、あと1か月くらいで改定が行われる。いまの段階では、まだなにも合意ができていない。その理由は、2001年に締結した協定に問題があるからである。年末までには新しい協定が締結されるという予定である。」

「国の考え方には、UNEDIC・ASSEDIC の協力体制と、ANPE とを別々に考えている点に問題がある。しかし、目的は3つの組織とも同じである。これからこの3つの組織を一緒にしていきたいと考えている。情報化は3つの組織で徐々に進められようとしている。」

「2週間前に、内務大臣のサルコジは、「失業給付と職業を探す仕事がフランスは別々になっているが、イギリスや他の国と同じように一緒にしていかなければいけない」と発言している。」

#### (b) 併給等の見直し

「失業者で求職活動をしている人の53%を、ASSEDIC は担当している。いま問題となっているのは、これ以外の人たち（失業保険給付を受けていない人たち、失業保険給付をもらうのに必要な期間を働いていない人たち、RMI（社会参入最低所得）を国からもらっている人たち）が、職をみつけられないということである。」

「これまでは失業保険手当だけを切り離して考えていたが、ほかの給付手当（住宅手当、育児手当など）をひっくるめた、その人に払われている給付という考え方が、これからは必要ではないか。」

「さきほどの4500ユーロを受給するという例を挙げたが、それは権利があるからもらっている。奥さんが働いているかどうかなどに関係ない。これでは、お金をほんとうに必要としている人にいなくなってしまう。他の国、たとえば、ベルギーやイギリスのように、子どもが何人いるかなどをひっくるめて、そのほかの給付金の数や額などもみながら、考えていく必要がある。」

### (c) PARE についての評価

#### (i) 導入の背景にあった考え方

「2000年から考え方が変わり、失業者は受身でお金をもらうのではなく、自分から仕事を探していくべきだという考え方がとられるようになった。失業の期間をあまりおかないようにすること、職業訓練を行うことが目指された。そうすることで、UNEDIC にとっても給付を減らせる一方で、拠出金を増やせることになる。」

#### (ii) 現在の評価

「フランスは現在9.9%の失業率である。それをもっと下げていかないと、失業保険制度の運営は難しい。失業率が下がると UNEDIC の払い出すお金が減るとともに、拠出金が増える。2001年はそういう状態であった。そのおかげで情報化を進めることができた。そのときであれば、PARE も好意的に受け入れられた。しかしいまは難しくなっている。4年前、歓迎されて受け入れられた PARE であるが、それから経済の状況が変わってしまい、結果がだせない状態になっている。」

#### (d) ARE についての評価

「2001年改革までは AUD というシステムが採用されており、4か月ごとに17%ずつ支給額が減額された。経済状況がよかったので ARE に移行し、手当額が減額されないようになった。しかし、そうすると、ARE を受給している人たちは、それを受給できる間はもらっておいて、それから仕事をみつければよいと考えるようになった。この制度は、仕事をみつけるという意欲に繋がっていない。個人的見解だが、2001年改革はよくなかった。」

「雇用省は、現在のシステムに否定的な見解を述べないだろう。自分たちのお金が減るわけではないからである。」

「仕事をみつける努力をしていないことを証明するのは難しい。その努力していないからといって権利が奪われる人はほとんどいない。」

「あなたは努力していないので、支給を打ち切ります」という権限は、現在の段階では ASSEDIC にはない。ANPE にはその権限がある。しかし、今度の改革でうまくいけば、ASSEDIC が受給者に対して、「もう少し努力をなさい」といえるようになるかもしれない。」

「UNEDIC の法務担当がつぎのような話をしていた。受給者は6か月ごとに面接を受けなければならないので (ANPE において PAP の改定が行われる)、面接を受けるのを促す手紙を郵送する。しかし、誰もその住所には住んでおらず、本人が面接に現われない。そのような場合でも、銀行口座はもっているので、確実に手当が支払われている。このような納得できない状況が続いているので、そういうところを改めることができるようにしたい。」

#### (e) UNEDIC・ASSEDIC の組織改革

##### (i) 組織のスリム化

「5-6年前には、55箇所 ASSEDIC があった。現在では30に減らされている。行政区域に合わせて、失業保険給付と職業紹介を同じ地理的単位で行う

という方針をもっている。」

## （ii） 人事の簡素化

「ASSEDIC では300くらいのポストが空いている。地方（ASSEDIC）にも権限をもたせ、職員の現地採用について、上（UNEDIC）にお伺いをたてなくともよくするなど、人事手続の簡素化が進められている。」

## 2 事前に提出した質問への回答、質疑応答

### （1） UNEDIC と ASSEDIC との関係

#### （a） 財政面

「UNEDIC は、予算を自分のところで運営している。自分のところでまかない、自分のところでチェックしている。ASSEDIC は、独立採算であるが、予算は UNEDIC がコントロールして、UNEDIC からお金がでていいる部分がたくさんある。」

#### （b） 組織・人事面

「ASSEDIC は、UNEDIC のブランチであるが、法的には独立している。たとえば、人を雇うというのは、ASSEDIC が独立してできる。しかし、毎月チェックが行われる。各 ASSEDIC の理事長が、この部屋に集まって報告を行う。2年前、コートダジュールの ASSEDIC でトラブルがあったが、このときはここから直接統括した。」

「UNEDIC と ASSEDIC との関係は、ASSEDIC の HP にも書かれているが、法律家でも理解するのが難しい。」

### （2） ANPE との関係

#### （a） 1996年5月28日の法律、1996年7月4日の ANPE-UNEDIC 協定

「1996年以降は、ASSEDIC が最初に失業の登録をする機関となっている。」

(b) 2005年1月18日の法律（社会結合法（loi de cohésion sociale））

「民間の職業紹介事業が認められるようになり、ANPE は職業紹介の独占機関ではなくなった。」

(c) ANPE と ASSEDIC の統合

「ANPE は国の機関、正確には行政的公施設であるが、UNEDIC と ASSEDIC は国の機関でない。すぐに統合するのは難しい。個人的には統合したほうがよいと考える、そのほうがライバル関係を減らせるのでよいだろう。」

「イギリスでは、新しい機関をつくってそこに統合するという形をとった。フランスの場合には、その方法によるにしても、時間がかかるだろう。ベルギーでは、このイギリスのプランを採用しようとしている。」

(3) 財政

(a) 概要

「保険料収入は増えているが、失業が増えているため、支出も増えている。2007-9年には、収入と支出が一致するようにしたい。」

(b) 国との関係

「財政赤字を埋めるために、お金を借りるときには、国が貸してくれる。銀行からも借りる。バックに国がいるので、銀行が貸してくれないということはない。その場合には、国が保証人になってお金を借りる。収入が多かったときに、その返済を行う。」

「国のほうもなにかをしてくれというところがある。PARE の実施のための資金を、ASSEDIC ・ UNEDIC が提供している。」

(c) 年金制度について

「25歳未満と55歳以上については、労働力人口が少ない。また、現在の傾向としては、フランスの労働者は長く勉強して早く退職しており、ヨーロッパ全体の傾向とは異なる。これらのことは、退職年金に響いている。失業率が減るということを見込んで、退職年金を制度設計してあるので、現在のままではその制度がまわらなくなりつつある。」

(4) 現行制度への評価

(a) ARE

「現在の状況から考えて、手当が一定額のまま給付され続けるのは厳しい。イギリスも漸減方式ではないが、それはもらう期間が短いからである。お金をいくら払ったからいくらもらえるというピスマルク方式（ドイツ・フランス方式）は、世界的にみて今日では少なくなっている。AUDの仕組みに戻るかもしれない。いまのままでは赤字が増えていくだけなのでよくない。」

「使用者負担の積極化（activation des charges de l'employeur）が唱えられ、求職者たちが仕事を探すこととの引き換えで、手当額の逓減制が廃止された。しかし、探すという効果がでていない。」

「フランスはヨーロッパのなかで見本になるのは難しい。モデルにはならないだろう。」

(b) PARE

「失業者にとって一番よいのは、すぐに仕事を見つけることだという考え方から、PAREは導入された。失業期間が長くなると、就職がしにくくなる。」

「この仕組みは、経済が良好なときにはうまくいくが、経済が良好でないときには、結局、就職口がないのでうまくいかない。これが大きな問題である。」

(c) PARE・PAPの効力

「署名・締結を拒否した場合、手当は通常はもらえない。PAREの法的効力については裁判も行われている。判決も分かれている。契約であるという判決と、契約というよりも、署名等は失業者の義務の1つであるという判決とがある。」

Q：「PAPを結んで、仕事探しが十分でないと判断された場合、給付をうちきるのか。」

A：「制度としてはもらえないはずなのに、実際にはもらえる。最初に触れたこととかかわるが、ASSEDICの所長にもう少し権力があれば、それぞれの人たちがやっていることをチェックして、できるようになるのではないか。」

(d) 制度改革の方向性（報酬と失業保険給付との併給、所得保障の観点からの失業と就労との架橋）

「月々たいへんな仕事で1000ユーロの給料を受け取ると、失業保険手当で945ユーロを受け取るとでは、その人の選択はまちがいでなく失業保険手当のほうだろう。仕事をしていると交通費がかかり、さらに子どもに対する社会的手当が失業していないともらえない。失業していないほうが逆にお金が減っていくことになる。そうならないようにするために、フランスの政府は、そういう状況にいる人たちのために、仕事を続けながら生活を維持していけるような制度を作ろうとしている。」

(5) ヨーロッパ各国との対比

(a) イギリス

「イギリスの場合は、なにか問題があるとそこからだけ解決策をみつけたしてくるというのではなくて、たとえば、失業という問題の背景には、人種の間

題があったりするので、そこまで視野に入れて考えていく。たとえば、出身国でカテゴリー分けされたマイノリティに対する支援策がおこなわれたりする。フランスではこのようなことはできない。フランスに比べて、はるかによりプラグマティックである。」

「フランスの場合は、なにか問題があると、コミッションを設けて、みんなで議論して、理論化する。その分、対応が遅い。」

「ヨーロッパ各国の失業保険給付機関が、技術を交換し合っている。フランスのいいところは、失業者に対する対応の仕方や情報化の進展である。」

#### (b) ベルギー

「ベルギーでいまあたりしく始まったのは、失業者一人ひとりにチューターがついてみていくというシステムであり、これは成功を収めている。」

「現段階では、フランスでは、失業者のアクティベーションはそれほど強いわけではない。」

#### (c) デンマーク（「三振」制）

「デンマークでは、失業保険手当の給付期間は長いですが、個人面談で就職の提案を3つ断ると、すべての権利が切られてしまう。」

「フランスの場合、15-18回勧められた仕事を断っても権利は続く。」

「デンマークでは、仕事のジャンルの許容範囲はどこまでかを、リサーチしてから提案している。そのような前提で提案しているから、3つの提案で決まらなければ、それは「あなたの問題」となる。」

#### (d) ヨーロッパで核になるモデル

「社会政策はそれぞれの国にあったものでなければならない。その国の歴史とか文化が背景にある。フランスの場合について、社会保障はどちらかといえ

ば手厚いが、その改革のスピードは遅い。」

「ヨーロッパで核になるモデルとしては、アングロサクソンとスカンジナビアが挙げられる。フランスは、スカンジナビアのシステムをみてみようとしている。しかし、自分の意見では、スカンジナビアとは人口の規模が異なるので、まったく同じようにはできないだろう。」

#### (6) 協約交渉における国の役割

Q：「UNEDIC は交渉をまとめるような役割をしているか。失業保険協定を政府が事後的に認可するというが、交渉の段階で政府がこうすべきだというようなことがあるか。」

A：「労使とも政府介入は嫌う。交渉段階で国が入ってくるのはいやなので、極力、労使間で合意に達するようにする。実際に認可をおろさないということがあった。そのときは、国も労使の間に入るということでもっとよくなると考えた。他の国をみると、国も一緒にやっているところのほうが、システムが円滑に運営されている。」

## II 雇用社会連帯住宅省

### 1 担当者による説明

#### (1) 概況

「失業者には3つのタイプがある。45%は、ASSEDICからの給付を受けている。15%は、国（連帯制度）からの給付を受けている。残りの40%は、なにも手にすることができないでいる。RMIを受けている人がかなりいる。RMIの受給者が失業者全体の30%を占める。」

## （2） UNEDIC との関係

「UNEDIC は赤字であり、銀行から融資を受けていて、国が保証人となっている。国もお金を貸していて、12億ユーロに上る。」

「UNEDIC は、2001年までは失業保険を担当していたが、それ以降は他の部分にも目を向け、再就職の手助けをするようになった、防衛的アクティベーション（activation défensive）を行っている。」

## （3） 2005年社会結合法制定後の新しい状況

「2005年1月18日の法律改正により、ANPE の職業紹介独占が廃止された。UNEDIC は、ANPE に資金を提供してきた。しかし、現在はずかであるが、民間（人材派遣業者など）にも資金を提供するようになっている。実験が行われている。UNEDIC は、労働市場をどう変えていくかという役割を担うようになっている。ただし、いまでも730万人がANPE で職を探している。」

「従来のイメージでは、国と、職業紹介を行うANPE と、失業保険給付を行うUNEDIC が、労働市場のアクターであった。しかし、現在では、一方で、その役割分担が曖昧になり、UNEDIC も再就職斡旋に力をいれるようになり、他方で、労働市場のアクターが増えた。国がやらなければならないのは、増えたアクターをいかにまとめるかである。」

## （4） 現行制度の概要

### （a） ASSEDIC と ANPE の仕事

「ASSEDIC は、求職者名簿登録をすべて担当する。どういうことをやってきたのかを聞き、どういうところに導くのかを決める。」

「ANPE の地方支局では、職業紹介が行われる。求職者名簿に登録してから1か月後に面接が行われ、PAPE が作成される。そこでどういう仕事をみつけるのかを決める。面接は平均20分くらいである。失業者の状況、失業者と雇用

状況との「距離」をみる。失業者が求人を見ながら独自に求職活動を行うようにするのか、バックアップを手厚くするのかの見極めが行われる。」

「2001年の失業保険制度改革により、国と UNEDIC との関係が強化された。」

#### (b) PAP について

「6 か月ごとに面接をして、面接のたびに PAP の見直しを行う。それは契約ではないが、失業者に義務のようなものを課す。失業者は、仕事を自ら探さなければならない。ANPE からこの仕事があなたに適しているという提案があった場合には、それを受ける義務がある。ANPE が仕事をみつけて、それが失業者のやりたいことにあっている場合には、勤務地が遠いとか、エンジニアなのに庭師になるといったものでないかぎり、その提案を受けなければならない。また、召喚状がきたら面接にいかなければならない。」

#### (c) 求職活動についてのチェック——給付の廃止と停止

「失業者が仕事を探しているのを、国と ANPE と ASSEDIC でチェックする。ANPE は、求職者名簿を管理していて、失業者がやっていることがかみあっていない場合には、この名簿から削除してしまえる。」

「仕事をさがしている過程では、資料は ASSEDIC がもっている。ASSEDIC が失業者をみている。疑わしい場合には、国（雇用省の地方長官（directeur départemental））が、リストから削除する。」

「ASSEDIC も一定のケースについては権利を暫定的に停止することはできる。」

### (5) 現在の課題・改革の方向性

#### (a) 経済状況との関係

「PARE、PAP の仕組みができた頃は、経済的状況がよかった。現在の経済

状況はよくない。現在の経済状況では、これらの仕組みが、最終的に雇用に結びつかないでいる。PAP がうまくいくかどうかを決定する1つの要因は、労働市場の状況あるいは経済状況である。」

**(b) 現在における流動的状況**

**(i) 協定改定交渉とドビルバン発言**

「現在、失業補償制度は流動的で、これからどうなるかわからない。失業保険制度に関する協定についての労使交渉が現在進んでいる。そのあと、国が認可するかどうかがある。失業者の面接を1か月ごとに実施するという方針を、ドビルバン首相は少し前に表明した。しかし、これには、人材確保とそれともなう資金確保という問題がある。」

**(ii) UNEDIC・ASSEDIC・ANPE の三者間における協定の作成作業**

「ASSEDIC と ANPE の地理的な距離を縮めること、また、求職状況をコントロールするために、UNEDIC・ASSEDIC・ANPE の情報を統合・リンクすることについて、三者間での協定の作成作業が行われている。」

**2 質疑応答**

**(1) ANPE と国との関係、ANPE の財政**

「ANPE は行政的公施設であり、国の機関ではない。ANPE の予算は、2001年以降、国と UNEDIC から半々くらいで負担されている。」

**(2) 国の役割**

**(a) 2000年交渉における認可拒否の理由**

「失業保険制度に関する2001年の協定をめぐる交渉では、失業保険を受けているだけが PAP を締結するとされた。これに対して、国は、失業している

人たち全員に権利があるという点を重視した。」

「また、同交渉では、PARE が契約として提案された。しかし、国は、契約ではないけれども、失業者には義務があるとした。」

「さらに、同交渉を行った労使と、経済状態についての認識の違いがあった。国は、このままだと失業保険が機能しなくなってしまうと考えた。」

#### (b) 一般論

Q：「いま失業保険財政は赤字である。給付を下げろ、保険料を上げろと、国の側から積極的に働きかけることはないのか。あるいは、そのような国の権限を、法律に書き込んでしまうという考えはないのか。」

A：「労使がこの制度をはじめた。アドバイスはできても、介入はむずかしい。おかしいことはおかしいというが、しかし、最初からテキストの作成にかかわることはデリケートな問題でできない。なお、面接を1か月ごとにするという点については、ANPEの管轄事項なので法律でできるが、しかし、問題は、資金や人手の面にある。」

#### (3) ANPE と ASSEDIC との統合

「ドイツやイギリスでは失業保険制度と職業紹介制度とが統合したが、フランスではいまはそのような段階ではない。求職者が訪れる地方事務所については仕事の統一化を進める、また、共通の dossier を作るというところでは、歩みよりが進められている。」

#### (4) 情報の共有化

Q1：「失業者は、ASSEDIC に登録して、ヒアリングをうけるとのことであるが、そのときの情報は、自動的に ANPE にいくのか。情報を完全に共有するのか。」

A 1 : 「最初の ASSEDIC での面接は事務的なもの。それが失業手当の登録にもなる。」

Q 2 : 「ANPE の求職活動している情報は、ASSEDIC にも自動的にいくのか。」

A 2 : 「国、ANPE、ASSEDIC、研修機関という4つの組織には、共通の dossier がある。しかし、全部の情報についてはない。」

Q 3 : 「求職者は PAP を締結している。それを遵守しない、まじめに求職活動しないという場合、ASSEDIC からの給付を停止することがあるのではないか。そのことを ANPE は情報提供されるのか。」

A 3 : 「給付の廃止については国が判断し、そのあと当該情報が ASSEDIC にいく。」

### III ASSEDIC

#### 1 施設見学と説明

##### (1) ガイダンス

「失業保険給付の申請手続も、求職活動の受け入れも、全部ここ（ムラン事務所）でやる。セヌ・エ・マルヌ県とエソンヌ県（＝南東フランシリアン）には、このような事務所が24ある。」（応対していただいた中のお一人である TSAPAS 氏は、そのうちの6つを管理しているとのことである。事務所施設内で、client が辿るのと同じ経路を進む。）

##### (2) マルチメディア・スペース (Espace Multimédia) (1階)

「2つのパソコンと電話がある。なにをやったらいいかわかっている人はここで済ませる。なにをやったらいいかわからない人は、受付にいく。初めてここにきた人は、担当者とコンタクトをとらなければならないので、かならず受

付にいかねなければならない。いまは予約がないと担当者に会えない。」

「失業者は電話で事前登録 (préinscription) をする。全国共通の番号で、末尾のみが地方の番号になっている。それでどこにこの失業者がいるのかわかるようになっている。自宅の電話からでも、ここにある電話からでも、事前登録ができる。郵送でどのような書類が必要か知らされる。正式な登録はここにきて、書類を提出することによって行われる。事前登録により受けでさばく人数を減らせたので、円滑に運営できるようになった。」

「設置されているパソコンはインターネットに接続していて、登録を済ませてしまった人が、自分の状況が変わった場合に、その情報をこれで入れることができる。月々の支払われている手当の確認もこれでできる。インターネットに接続している自宅のパソコンからもできる。アクセスには個人の番号と暗証番号が必要である。」

### (3) 受付 (Accueil Orientation Client) (1階)

「初めてきた求職者が、ここでどのように情報を集めたらよいか教えてもらえる。受付にいる職員は現在 (施設見学をした時点で) 1名だが、クライアントがもっとたくさんの場合には、人数を増やす。クライアントを待たせないようにする。」

「予約をとった人が、書類を全部書き込んだうえできた場合には、その人が予約時間にきたかどうかを確認して連絡をとる。」

「ここで待っている間に、マルチメディア・スペースで求人情報をみることができる。求人情報は ANPE からきたものである。」

### (4) インフォメーション・スペース (Espace Information) (1階)

「求人者が必要としている情報 (どういう仕事が集められているかなど) を提供する。ASSEDIC としては、ANPE と協力して、求職者になるべく早く仕

事を見つけてもらうために努力している。」

## （5）面談スペース（Espace Accueil Traitement）（2階）

### （a）通路にて

「部屋の外は待合室となっている。ここで待っている人たちは、事前登録を済ませて、必要な書類をもってきた人で、最初の面談を行おうとしている。」

「部屋の内側には担当者がある。すべての担当者は、申し込みに関する手続や、どういう手当をもらえるのかについて、研修を受けてスキルを身につけた人たちである。すべての部屋は待合室のほうに開かれている。」

### （b）予約受付室（BAT (Bureau Accueil Traitement) sur Rendez-Vous)

「ここでは電話での対応が行われる。ここで管轄区の人たちからの電話を受け、担当者は情報を入力する。」

「クライアントが電話をかけると、音声ガイダンスで指示をされる。クライアントが番号を選択して押す。それがインターネットの画面にでてくる。職員はそれを見ている。時間短縮につながる、職員が最後に電話にでて確認をする。画面上の情報について、職員がわからないことを質問して説明を加えたり、打ち間違いを打ち直したりする。」

ここで電話がかかる。画面に入力がされる。職員が電話にでる。面談の約束の時間だけを取り付ける。入力された情報がすぐにプリントアウトされた。

「失業保険手当をもらうために、必要事項を書き込まなければならない正式な書類が郵送される。これに、どういうものをもってきてください、いついつにきてくださいということが全部書かれている。ここにくるときに、必要事項を全部埋めて、必要書類をもってくる。必要書類としては、社会保険のコピー、働いていた期間を証明するもの（会社にだしてもら）、銀行口座の口座番号がある。」

### (c) 面談室 (BAT)

「全部書き込んでこなくても、ここで担当者と相談しながら書き込むことができる。そのときに、担当者はあなたにはどういう権利があるかを説明する。」

「これからどういうふうに住を探していったらよいか、**“Mon Dossier”** (私の一件書類) のなかに書かれている。さきほどインフォメーション・スペースにあったパンフレットに書かれていたことで、必要な事項はすべてこれに入っている。」

「失業保険給付がいつから支給されるか、1日にいくら支給されるか、何日間にわたって支給されるかなど、こういった情報を面談の日に全部だしてしまおう。」

コンピュータに情報が入力され、クライアントの目の前で失業保険手当額が計算されていた。これらの情報が記載された文書が、**“Mon Dossier”** の中に挟み込まれた。

「失業者のほうは、自分の状態 (依然として失業中であることなど) を、**ASSEDIC** または **ANPE** に毎月1回伝える。インターネットでも電話でもできる。毎月毎月、電話やインターネットで伝えなければならないので、コード番号 (個人番号) が求職者に与えられる。」

**ASSEDIC** のインターネットのHPでどこをみるのか、どうやったら自分の情報にアクセスできるのか、どうしたら変更情報を入力できるのか、なにを毎月しなければならぬのかを、担当者が面談をしていた求職者にデモンストレーションしている。

## 2 会議室での質疑応答

### (1) 情報化の進展

Q1 : 「情報化の開始はいつからか。2001年からか。」

A1 : 「コンピュータを使うシステムは、1981年からである。当時、失業率

が高くて、これを使わないと処理できないくらいだった。支払いに関する  
ことだけは、1974年から電算化されていた。1981年からは、情報もコンピュ  
ータのなかに入れてしまうことが始まった。」

Q 2：「一般の人がインターネットでアクセスするという現在のシステムは、  
いつから始まったのか。」

A 2：「1998年くらいからミニテルで行われるようになった。インターネッ  
トは2年前からである。」

Q 3：「これは失業者が80年代、90年代に増えたということに関係があるの  
か。」

A 3：「オイルショックのとき、1974年には1000万人の失業者がいた。毎月  
の支払いを滞りなく進めるためには情報化ということが必要だった。」

## （2） 個室での面談というスタイル

Q：「昔から個室でやっていたのか。また、失業者に応対するという点で、  
どういうところに注意して職員を教育しているのか。」

A：「こういうシステムは、1996年に ANPE から ASSEDIC が求職者登録事  
務を引き継いでからである。それまでは、情報を機械のなかに入れていく  
ということはあるけれども、求職者に会うということはほとんどなかった。求  
職者登録が ASSEDIC で行われるとなると、ここに人を受け入れざるをえ  
なくなる。事務所の作りやシステムを変えていくことになった。2年間の  
移行期間を置いて、完全に移行したのが1997年である。」「一件書類をこち  
らで作るようになって、ASSEDIC で働いている人たちの仕事の内容が大幅  
に変わった。人との対応・電話での応対について、研修を強化した。か  
れらの権利を算定するという仕事 (liquidateur) だけだったのが、人を受  
け入れて、オーガナイズする、カウンセラーのような仕事になった。」

### (3) ANPE との関係

Q 1 : 「失業者はここで登録して、必要な情報をもらったあと、ANPE で就職活動を始めることになるのか。」

A 1 : 「そうだ。」

Q 2 : 「ASSEDIC の管轄と ANPE の管轄は同じか。」

A 2 : 「違う。実際に人がくるこのような事務所は、ANPE のほうはもっと多い。セヌ・エ・マルヌ県とエソンヌ県の 2 県で ASSEDIC は 24 箇所、ANPE は 28 箇所ある。」「ASSEDIC の役割は、求職者登録、失業保険手当の支払い、それから、求職者を再就職に導くことである。最後の点は、面接のときの情報提供や、研修という形での支援として行われる。」「ANPE の仕事は、企業からの求人を取りつけること、求職者に仕事を提案すること、それから、どういうふうに履歴書を書くのか、どういうふうに就職の面接を進めるのか、仕事につくための研修など、基本的な点を支援することである。」「ASSEDIC は求職者登録を行って、dossier をつくる。そのあと、失業者は ANPE にいく。ASSEDIC は ANPE の事務を処理している。逆に、ANPE で求職者が研修を行うとき、ASSEDIC の資金でそれを行う。」

Q 3 : 「ASSEDIC による就職の提案と、ANPE による就職の提案とは、法的には同じ意味なのか。」

A 3 : 「ASSEDIC はこういう仕事があるという提案はするけれども、それだけである。」「仕事が絶対あるところでみつけれない人たちは、あまり努力をしてないと考えられるので、個別に召喚をかけると、これはまずいと考えると、それだけでここに来ることがないまま、仕事をみつけてしまうことがある。」

Q 4 : 「ASSEDIC は 1901 年法による結社であるが、ANPE はどういう組織か。」

A 4 : 「行政的公施設である。働いている人は公務員ではないが、彼らより

権限がある。ASSEDIC と UNEDIC は労使の間でつくられた機関であるが、ANPE は労使プラス国がつくっている三者構成 (tripartie) 機関である。ANPE は多くの自治をもっている。資金面では、3分の2が国から、残りの3分の1が UNEDIC からきている。予算の規模でいうと、ANPE のほうが、ASSEDIC や UNEDIC よりも少ない。やらなければならないことは、ANPE は政府からおりてくることが多い。」

Q 5 : 「お金と情報のやりとりは ANPE と UNEDIC との間であるとうかがったが、人の交流はあるのか。」

A 5 : 「まったくない。」(通訳者が「はじめませんか」というと、“Let’s try” という掛け声が、前日にヒアリングをした UNEDIC の MARTIN 氏から上がる。)「フランス政府は ASSEDIC と ANPE の融合 (fusion) を望んでいる。」(雇用省でヒアリングした担当者の見解は、かならずしもそうではなかった。)  
「UNEDIC はそれを望んでいない。」(「労使の平等性 (parité des partenaires sociaux)」という声上がる。前日にヒアリングをした MARTIN 氏の「個人的見解」とは異なる。)

#### (4) 失業者による求職活動の実際、ANPE で実際に行われていること

Q 1 : 「求職活動で、ANPE を介してではなく、雑誌をみたり、人のつてを頼ったりというのはどれくらいか。」

A 1 : 「地域によってちがう。パリの場合は半々くらい。求職者の周りの人とのつながりもあるので一概にいけないが、一般的には、パリ近郊のほうが、地方よりも、ANPE を通さない人が多い。」

Q 2 : 「ASSEDIC としては、どちらでもかまわないのか。まじめに求職活動をしていけばよいのか。」

A 2 : 「ASSEDIC にとって大切なことは、失業者が仕事をみつけることである。どちらでもいい。」

Q 3 : 「今回は ANPE のほうにはいけなかったが、あちらのほうは大勢の人（失業者）がいるので、個室ではなく、窓口でやっているのか。」

A 3 : 「ANPE にくる人たちの30%くらいは、ANPE の張り紙や求人ファイルなどをつかって、自分たちで仕事をさがす。あと20%くらいの人たちは、担当者のケアを必要としている。残りの50%は、履歴書の書き方などの細かいことや、こういうところに就職するにはこういう面接が必要といった研修を受ける。」「来年から、ANPE では、失業して4か月後から毎月面談を行うようになる。だからいま ANPE は自分のところで働く人を集めるための求人をたくさんしている。」（しかし、実際には毎月面談という方式は採用されなかったようである。）

#### （5） 求職活動のチェック

Q : 「日本で数年前に雇用保険の改革をしたとき、「雇用保険の給付期間はえり好みをする。給付が切れる寸前になって就職する。給付期間はフルにもらわないと損と考えている人が多い。」ということが議論となった。フランスではどうか。」

A : 「日本と同じである。フランス人も長く受給したい。最初の6か月であれば、仕事を見つけやすいが、しかし6か月をすぎると、仕事を見つけにくくなるということを、毎回、最初の面談のときに説明する。」「ASSEDIC は、求職者の中で登録してから6か月たった者について、面接をする場合がある。それは、いま人手が不足している部門で仕事を見つけられない人たちや、仕事があるのに仕事が見つけれない人たちを相手にしている。」「数か月前から、もう少しチェックの仕方を考えようということが議論になっている。現在は、国と ANPE と ASSEDIC は別々にコントロールを行っている。コントロールのパワーが分けられて (partager) しまっている。」

## （6）民間の職業紹介事業との協力関係

Q 1：「民間の職業紹介事業が果たす役割が大きくなっていると思うが、協力関係はどうなっているのか。」

A 1：「2005年1月から、ANPEの職業紹介の独占が法的にもなくなった。UNEDICは民間の職業紹介事業との提携も始めている。この2県のASSEDICに関しては、ANPEとの間でしか取引をしていない。オートノルマンディー（セヌ・マリティーム県（県庁所在地、ルーアン）とウール県（県庁所在地、エヴルー）とノール県（県庁所在地、リール）が、民間との連携を実験的に始めている。まだ実験的段階で、やっているところは少ない。」

Q 2：「現在、実験的に、民間の職業紹介事業を労働市場に入れている。これがさらに増えてきたら、仕事を見つける努力をしているか否かのコントロールが難しくなるのではないか。」

A 2：「それは本当に問題だ。現段階で、仕事を探しているということのチェックは、インターネットでこういうところに手紙を送った、こういう返事もらった、そういったもので行われている。しかし、これからは難しくなるだろう。」

## （7）不正受給のコントロール

Q 1：「ほんとうは仕事が見つかったのに、受給し続けるという、不正受給は多いか。」

A 1：「多い。でも、少なくはなっている。チェックはしている。」

Q 2：「見つかったらどうなるか。」

A 2：「不正をする人には2つのタイプがある。1つは、前月の半ばから働いているのに、今月から働いているというタイプである。それはわかった時点で、支払った分を返還してもらう。もう1つのタイプは、働いている

のに、失業手当を申請する。さらには、働いていなかったのに、不正の書類をつくって、失業手当を申請する。これらはコントロールを執拗にしているけど、なくすのはなかなか難しい。こちらのタイプのほうが、深刻である。」

Q 3 : 「失業したという場合、使用者からこの人はたしかに辞めたという証明がでるのか。不正受給の場合は、使用者が結託しているのか。」

A 3 : 「求職者が、全部、偽の書類をつくってくるのが普通である。偽の会社・架空の会社をつくって、書類をだす人もいる。もし架空の会社ということがわかった場合には、受給を停止して、裁判を起こす。」

Q 4 : 「保険料を事業主も労働者も払っているということの確認はしないのか。」

A 4 : 「複雑である。架空の会社の場合、不正をするために、従業員は3人だけといって保険料を払っている。数か月後には会社がなくなってしまう。そのあとに、給与を高額に偽って、50人くらいが失業保険手当の申請を行う。発覚するまでに何か月かかかる、その間、手当を受け取り続けることになる、やっている人たちもいろいろと考えている。そういう会社は、失業保険だけでなく、社会保険や銀行からの借り入れでも同じことをやっている。プロフェッショナルだ。」

#### (8) ASSEDIC のサービスの限界

Q : 「ASSEDIC のサービスとしては、伝統的には、手当の給付が行われ、最近では、再就職支援も行われている。それではさらに、企業が解雇しないようなサービスが提供されるということはないのか。日本ではそういう制度があって、雇用保険から補助金をだして解雇を防ぐということをしている。」

A : 「失業の予防は、ASSEDIC や UNEDIC がやることではなくて、国レ

ベルの問題である。労使の集まりで始まった ASSEDIC と UNEDIC は、労使平等当事者主義（paritarisme）からして、会社の中身、とくに財政上のことには関与しないということになっている。現状のような形で運営していくかぎりでは、そういうところに入らない。」

## □ 制度に関する補足的紹介

### 1 概説

フランスの失業保険制度の全体的な特徴は、失業保険制度それ自体における二元性、失業保険制度を含む失業補償制度における二元性としてひとまず整理できる。

失業保険制度それ自体における二元性とは、失業保険に関する制度設計における法律と全国職際協定（accord national interprofessionnel）との役割分担を意味する。全国職際協定は、労使のナショナルセンターにより締結される労働協約で、あらゆる事業主と労働者に適用される。フランスの失業保険制度は、当初、1958年12月31日の全国職際協定により創設された。しかし、現在では、一方で、労働法典上の原則的な規定と、他方で、その適用措置として位置づけられる全国職際協定とにより、失業保険制度の制度化が行われている。また、全国職際協定それ自体にも、管理運営体制を規定する無期協定と、具体的な給付内容等を規定する有期協定との二元性が存在する。

失業保険制度が、労使間の協定により制度として具体化していることは、とくに国との関係で同制度にいくつかの特徴をもたらす。制度運営における労使の自治と対等（paritarisme）がとりわけ重要である。前述した1958年協定は、全国レベルで失業保険制度を統括する UNEDIC（Union nationale pour l'em-

ploi dans l'industrie et le commerce) (全国商工業雇用連合会) と、失業者にとって窓口となる ASSEDIC (Association pour l'emploi dans l'industrie et le commerce) (商工業雇用協会) を創設した。それらの運営は、労使双方のすべてのナショナルセンターから選出された労使同数の代表により行われる。また、失業保険制度は国に対して財政の点でも自主性を有し、保険料は協定交渉で決定され、給付総額との関係で調整されている。失業保険制度に対する国の主たる関与は、労使間で締結された全国職際協定に対する雇用大臣の認可 (agrément) という形で発揮される。

もう一つの失業補償制度における二元性とは、失業保険制度 (assurance chômage) とは別個に、国からの財政支出による連帯制度 (régime de solidarité) が存在することである。両制度を併せて失業補償 (indemnisation du chômage) と総称される。連帯制度においては、失業保険の受給資格がない者、あるいは失業保険の受給期間が終了してしまった者に対する所得保障制度が存在する。

以上の二元性に加えて、上記調査時を含めて従前には、失業保険制度・失業補償制度とは別個に、公的職業紹介制度が存在するという就労支援制度における二元性が存在した。すなわち、公的職業紹介は、ANPE (Agence national pour l'emploi) (全国雇用庁) により行われていた。ANPE は、1967年7月13日のオルドナンスにより創設された行政的公施設 (établissement public à caractère administratif) であり、雇用省の監督の下に置かれていた。議長1名 (雇用大臣の報告に基づきデクレにより任命される)、政府代表・使用者代表・労働者代表各5名 (雇用大臣のアレテにより任命される) により構成されていた (労働法典旧 L.5312-1条等)。

公的雇用サービスの組織の改革に関する2008年2月13日の法律が、この二元性を廃止した。同法によれば、一方で ANPE と、他方で ASSEDIC および UNEDIC の一部 (つまり UNEDIC は廃止されない) とによる既存のサービスは、同じネットワークの内部に再編される。この単一のネットワークの管理は、

三者構成により運営される新しい全国的制度により保障される。同制度は、公的雇用サービスの任務のすべてを行う。とりわけ、労働市場の調査、ならびに求職者の登録、職業紹介、補償および支援を行う。同制度は、ANPEと同じく行政的公施設とされる。この新しい全国的制度の財政は、国と、失業保険制度への労使の保険料の一部とによって保障される。失業保険制度については、UNEDICによって従前通り自律的に管理される。

こうして、同法は、職業紹介制度と失業保険制度との組織的統合という歴史的転換を行ったことになる。この統合的制度は設置のための準備期間を経て、2009年1月1日に「雇用センター」（pôle emploi）という名称で創設された。

## 2 当時から現在までの失業保険制度等の変遷

上記調査時の失業保険制度は、2004年1月1日の全国職協定によるものであった。同協定の失効後、失業保険制度は、2006年1月18日の全国職協定により規定され、さらにその失効後は2009年4月1日の全国職協定により規定されている（有効期間は2011年3月31日まで）。

失業保険の基本給付に関して、1993年1月1日の全国職協定は、AUD (allocation unique dégressive)（一律漸減手当）とした。これは、給付額が一定期間は満額であるが、その後、182日（6か月）ごとに逡減するというものである。これに対して、2001年1月1日の全国職協定は、当時の雇用情勢の改善を背景に、AUDを廃止し、逡減制をとらないARE (allocatin d'aide au retour à l'emploi)（雇用復帰支援手当）を導入した。その代わりに、受給者は、ASSEDICとの間にPARE (plan d'aide au retour à l'emploi)（再就職支援プラン）を、ANPEとの間にPAP (projet d'action personnalisé)（個別行動プロジェクト）を締結することとなった。PAREでは、求職活動に関する法令上の諸規定に基づく失業者の権利・義務が列挙される。PAPでは、徹底した面談により、失業者を雇用に復帰させるための個別的支援策が定められる。

全国職歴協定の名称もこれまでは「失業保険に関する協定」であったのが、「雇用復帰支援と失業補償に関する協定」に変更された。調査当時の2004年協定は、この2001年協定の仕組みを基本的には踏襲するものであった。

2006年協定も、この仕組みを踏襲したが、しかし、PAREとPAPに替わるものとして、ANPEとの間で受給者が作成するPPAE (projet personnalisé d'accès à l'emploi) (個別就職プロジェクト)に関する規定を設け、再就職支援策の強化を行った点が、重要な変更点として注目される。このPPAEの仕組み自体は、2005年8月2日のデクレにより導入されたものであった。この仕組みは、求職者の権利と義務に関する2008年8月1日の法律により整備されるに至る。PPAEには、一方で、求職活動の対象となる雇用の性質・特徴、求職活動が優先的に行われる地理的範囲、賃金の期待額が記載され、他方で、雇用復帰を早めるために、とりわけ、個別的支援、場合によっては、職業訓練および移動援助に関して、公的雇用サービス機関(具体的には、新設された前述の雇用センター)が実施しなければならない活動が記録される(労働法典L. 5411-6-1条)。

### 3 基本給付の額・日数

AREの日額は、固定部分と比例部分とによって構成され、両者の総額によって決定される。UNEDICの理事会決定により、固定部分は、調査時で10,25ユーロ、現在では11,17ユーロとなっている(AREの日額の固定部分の推移を挙げておくと、2001年1月1日から9,79ユーロ、2002年7月1日から9,94ユーロ、2003年7月1日から10,15ユーロ、2004年7月1日から10,25ユーロ、2006年7月1日から10,46ユーロ、2007年7月1日から10,66ユーロ、2008年7月1日から10,93ユーロ、2009年7月1日から11,04ユーロ、2010年7月1日から11,17ユーロとなっている)。比例部分は、調査時においても現在においても、準拠賃金日額(最近12か月間の賃金総額を、当該賃金が支払われた企業在籍日数で除

した額）の40,4パーセントとされている。

また、このようにして得られる総額は、調査時においても現在においても、準抛賃金日額の57,4パーセントを上回ることはできないとされる一方で、調査時においては25,01ユーロ、現在においては27,25ユーロを下回ることもできないとされる（AREの日額の最低基準の推移を挙げておくと、上記の固定部分の推移と同じ時期区分で、23,88ユーロ、24,24ユーロ、24,76ユーロ、25,01ユーロ、25,51ユーロ、26,01ユーロ、26,66ユーロ、26,93ユーロ、27,25ユーロとなっている）。

2001年協定、2004年協定、2006年協定、2008年協定によるAREの付与の方式を、以下にまとめておく。

2001年協定	
加入期間	給付日数
・最近18か月に4か月（122日または606時間）	4か月（122日）
・最近12か月に6か月（182日または910時間）	7か月（213日）
・最近12か月に8か月（243日または1213時間）	50歳未満：15か月（456日） 50歳以上：21か月（639日）
・最近24か月に14か月（426日または2123時間）	50歳未満：30か月（912日） 50歳以上：45か月（1369日）
・最近36か月に27か月（821日または4095時間）	50歳以上55歳未満：45か月（1369日） 55歳以上：60か月（1825日）

2004年協定		
加入期間	年齢制限	給付日数
A：最近22か月間に182日（6か月）または910時間	なし	213日（7か月）
B：最近24か月間に426日（14か月）または2123時間	なし	700日（23か月）
C：最近36か月間に821日（27か月）または4095時間	50歳以上57歳未満	1095日（36か月）
D：最近36か月間に821日（27か月）または4095時間	57歳以上	1277日（42か月）
+ 老齢年金について100四半期		

2006年協定		
加入期間	年齢制限	給付日数
I：最近22か月間に182日または910時間	なし	213日（7か月）
II：最近20か月間に365日または1820時間	なし	365日（12か月）
III：最近26か月間に487日（16か月）	なし	700日（23か月）
IV：最近36か月間に821日または4095時間	50歳以上	1095日（36か月）

2009年協定
・最低加入期間：最近28か月（50歳以上については36か月）につき122日（4か月）
・加入期間の区分を廃止
・給付日数：「拠出1日につき給付1日」原則に基づき、122日以上730日（24か月、50歳以上については1095日・36か月）以下

(以上)

\* 本稿は、科研費（17330012）の研究成果の一部である。